

平成27年9月11日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 4番 原田 希 7番 井上 正宣 10番 大川 隆城	2番 吉田 豊 5番 寺崎 太彦 8番 吉富 隆	3番 田中 静雄 6番 漆原 悦子 9番 碓 勝征
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 矢動丸 壽 之 総 務 課 長 北 島 徹 建 設 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 敬 彦 税 務 課 長 坂 井 忠 明 文 化 課 長 原 田 大 介	副 町 長 米 本 善 則 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 ま・ひ・と・し・ご・と・性・室 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長	石 橋 英 次

議事日程 平成27年9月11日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明  
(議案第57号)
- 日程第2 議案審議  
議案第57号 平成27年度上峰町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
- 日程第4 意見書案第3号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)
- 日程第5 討論・採決
- 日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 追加日程第1 議長の辞職願
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 副議長の選挙について
- 追加日程第4 議席の一部変更
- 追加日程第5 常任委員会委員の所属変更について
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任願について
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第9 三養基西部葬祭組合議会議員の選挙について

午前9時40分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第1. 追加議案上程、提案理由の概要説明。

追加議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

急な追加議案の提案をさせていただくこととなり、大変恐縮に存じますが、御高配を賜り感謝申し上げます。

それでは、提案をさせていただきます。

---

議案第57号

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第4号）

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,168,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月11日 提出  
上峰町長 武 広 勇 平

---

後ほど副町長より補足説明をいたします。

以上、1議案を追加して提案をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より1議案が追加上程されました。

これより補足説明を求めます。補足説明はありませんか。

○副町長（米本善則君）

おはようございます。それでは、私のほうから議案第57号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第4号）につきましての補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書に沿いまして御説明申し上げます。

初めに、補正総額につきましてですが、予算書の2ページをお開きください。

まず、歳入につきましてですが、款、補正額、計の順に読み上げて説明させていただきます。

款17. 寄附金、補正額1億円、計の1,002,301千円、款18. 繰入金、補正額69,341千円、計の186,043千円、款20. 諸収入、補正額14千円、計の53,881千円、歳入合計といたしまして、補正額169,355千円、計の4,168,611千円。

3ページお願いいたします。

歳出でございますが、款2. 総務費、補正額169,355千円、計の734,866千円、歳出合計といたしまして、補正額169,355千円、計の4,168,611千円となっております。

続きまして、主な補正内容についての御説明をさせていただきます。

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページをお開きください。

2、歳入といたしまして、款17. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 総務寄附金、節1. 総務

寄附金、補正額 1 億円ですが、ふるさと納税の寄附見込み額 1 億円を補正するものです。

続きまして、款18. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目12. ふるさと寄附金基金繰入金、節 1. ふるさと寄附金基金繰入金、補正額69,341千円についてですが、寄附を受けたふるさと納税につきましては、一旦ふるさと寄附金基金に積み立てを行った上、今後、寄附者への返礼品代等を含むふるさと納税の事務に必要な経費を基金から繰り入れるものです。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

歳出の主なものといたしまして、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 3. 財産管理費、節 7. 賃金の臨時職員等賃金、補正額2,985千円についてですが、ふるさと納税業務量の増加に伴い臨時職員を新たに雇用するものです。

その下、節 8. 報償費、ふるさと納税謝礼の補正額60,000千円につきましては、ふるさと納税を行っていただいた寄附者の方々への返礼品のための経費として計上しております。

節12. 役務費、通信運搬費の補正額1,400千円は、寄附者へ送付する寄附証明書等を郵送する経費となります。

節13. 委託料、ふるさと納税事務処理システム構築委託料の補正額1,847千円は、返礼業務等の煩雑化に伴いまして、寄附者の情報をデータベース化するなどし、迅速に事務処理を行うためのシステム構築費用となっております。

節14. 使用料及び賃借料、ふるさと納税ポータルサイト利用料の補正額2,000千円は、現在掲載しておりますふるさとチョイスという専門サイトの利用料が寄附金額の 2 % となっておりますことから、寄附金額の増額に伴い利用料についても増額するものでございます。

続きまして、節25. 積立金、補正額 1 億円につきましては、ふるさと納税寄附金をふるさと寄附金基金に一旦積み立てるというものになります。

以上、議案第57号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第4号）に関する補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（大川隆城君）**

以上で補足説明が終わりました。

以上で提案理由の説明を終わります。

## 日程第 2 議案審議

**○議長（大川隆城君）**

日程第 2. 議案審議。

議案第57号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○7番（井上正宣君）**

この議案上程ですが、これは今の時期に何で追加提案されたか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思いますが、通常であれば議会前に提案されるべきだと思っておりますが、まだ

1週間たたないぐらいで追加提案ということの説明をお願いいたしたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

おはようございます。ただいまの質問でございますが、7月の臨時議会の折に2,000千円ほどの歳入ということで承認をいただきました。そのときは見積もりが甘かったと言えそうということになりますが、実は9月5日にこのポータルサイトに私どもの上峰町のページをアップいたしました。それから約1週間たつんですが、入金というか、クレジット決済額が20,000千円になったということで、20,000千円ということは、その約半額ぐらいを返礼品としてお返しすることになります。寄附者の方々は、ポータルサイトを見てクリックをしますと、通販をされているような感じになりますので、いつその返礼の品が届くだろうということに期待されて上峰町のほうに寄附をされるということになりますので、そのお金がないと返礼品を発注することができませんので、そういうことで非常に申しわけなかったんですが、今回こういうふうな形で追加提案をさせていただきました。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○2番（吉田 豊君）**

先ほど小野室長のほうからの説明では、1週間程度ということなんですが、9月5日から先日までの毎日の件数と金額をお示しいただきたいと思います。なぜそれを聞くかというのは、1億円の根拠を、算定した動機をですね、計算の根拠をちょっと聞きたいので、よろしくお願いしたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

済みません。現在、毎日の件数については、ちょっと取り寄せますので、しばらくお待ちください。（「じゃ、ほかの件でいいですか」と呼ぶ者あり）

**○2番（吉田 豊君）**

1億円に対する返礼金が六千数百万円組んであるようですけれども、基本的にふるさと納税に対する返礼金を何%で考えておられるか、それをお尋ねします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

返礼品の率は約6割と考えております。当然、地方発送しなければなりませんので、6割の中にその発送料金まで含んだところで考えております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○4番（原田 希君）**

4ページの節7. 賃金で、臨時職員等賃金ということで上がっていますが、何名の臨時

の職員さんを予定されているのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

3名を、年度内7カ月を考えております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

先ほど6割ということでお答えいただきましたが、本来はそういう賃金とか、返礼品の送り賃、それから、そういうシステムの構築委託料なり使用料、そういうものもろもろを含んで6割の範囲内におさめるべきじゃないのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

私どもがこのサイトに上げたのは、先ほども言いましたとおり、9月からでございます。それ以前に他市町の状況を勉強させていただきました。約4割、多い市町で5割、6割、ひどいところ——ひどいという表現がいいのかどうかわかりませんが、最高で8割返している市町もございます。それは単純にどこの市町もお返しの品の割合でございまして、それに係る経費につきましては、また別途その中で賄っていらっしゃるというふうなことでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

そうしますと、ここの4ページに書かれておるように、特定財源と一般財源で169,341千円ですが、基金の1億円を外しても69,355千円という形になりますと約7割なんですよ、経費として見るのが。だから、そういう経費を含めて6割の範囲内におさめていただけるのが普通じゃないかなと私は思うんですけど、他市町が返礼品だけで今言われた数字をお返しされておるから、うちの場合もということなんです、私としては経費まで含めて何割に抑えるということが通常のある方じゃないかなと思うんですが、それに対していかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

事務方には私のほうから指示を申し上げます。6割の中に経費までおさめるということが通例だということでは聞いておりません。今申し上げられましたように、さまざまな自治体で寄附の趣旨を鑑みた対応という呼びかけが省庁からあっているとは聞いておりますけれども、お礼の品を充実させている自治体もございまして、お礼の品を含めて、経費も含めて5割程度におさめているところもあるでしょうし、今、吉田議員が通例はと言われたように、経費まで含めて6割ぐらいの範囲でおさめているところもおありになると思います。

私どもは大分このふるさと納税に取りかかるのが早かったというわけではなく、やはりこ

の上峰町というものをまず知っていただくための考え方として6割程度を経費を含めたところで納税のお礼としては考えていきたいというふうに思いまして、送料等の経費を含めたお礼について6割におさめているところでございます。

その他、臨時職員等賃金等を含めたところで6割におさめるべきだという御意見がどういうお考えのもとなのか、ちょっと私は理解できませんけれども、私自身はほかの市町を見たところでこれがベストだというふうに判断をしているところでございます。

#### ○2番（吉田 豊君）

私のどういふふうな考えかわからんというふうな町長の答えなんですが、通常、幾ら入って経費が幾ら出るから町の財源として幾ら残るといふふうな計算をするためには、普通は経費は含んでじゃないと、1億円入っても70,000千円出せば残りが3割ですよ。町民の皆さん方もふるさと納税で1億円入った、経費が6割ぐらいでお礼が出ているよという形で、ああ、そんない4,000千円残るやっかと、計算する人はすると思うんですよ。しかし、目に見えない金が、少なくともこのふるさと納税を今度ブログに載せた、その事務処理として臨時職員から何から全ての経費が要るといふ形になれば、私はそういうふうにすべきじゃないかなと思ったんですが、町長がそういうふうなお考えであれば、それに対していろいろ申しませんが、通常考え方としては、経費を含めて返礼品に充てる分が人件費まで含んで何割なんだというあり方が私は好ましいと思ったので、そういう質問をしたわけです。

以上です。

#### ○町長（武廣勇平君）

これは後ほど副町長からも話をさせていただきますが、ほかの市町を見たところで考えたということでございます。やはり返礼品をどれぐらいの率に設定するかは市町によって考え方が違うと思います。基金を全くつくらずに返礼品を8割程度お返しするという自治体があると先ほどお話がありましたけれども、それはどういう考え方かという、恐らく地元の農産物を届けることだけでもふるさと納税を導入する意義はあるという考え方でしょうし、いや、ふるさと納税の本来の趣旨から考えれば、返礼品の割合につきましては5割、4割程度にとどめるべきだという自治体もあるでしょう。その中で首長が、その自治体、自治体ごとに判断されているものだと思います。

私はどういう考え方かといいますと、繰り返しになりますが、他の市町を比べてみて、やはり納税の件数をすごく伸ばしているところと伸ばしていないところの特徴を見た上で、上峰町が件数をふやすにはこれぐらいの、最低でも、今の市町の状況を見たところでいきますと、ふるさと納税の返礼品の割合は6割程度が適当だという判断をしたところであるということ御理解いただければと思います。

#### ○副町長（米本善則君）

今、町長からの御説明の補足となりますけれども、これまでも本町はふるさと納税はやっ

てきておったんですが、返礼品は約1割という形でやってきておりました。

先ほどから町長が御説明いただいておりますが、これも割合については一つの戦略としてこの割合が適当であろうということで策定しているものでございます。その成果もあって、この1週間で約20,000千円の寄附が入っているという実績もございますので、こういったことを鑑みて御理解いただければと思います。

以上です。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

先ほど吉田議員からの御質問で、どの程度の件数があるのかという御質問でございましたので、それにつきまして御回答いたします。

まず、9月4日の夕方6時30分にアップをいたしました。ネットの世界でいいますと、金曜日の夜というのはゴールデンタイムだそうです。なぜかという、土日の休みがあるから、夜遅くまで見るというふうなことらしいです。初日、9月4日が52件、9月5日が287件、9月6日が、これは日曜日になります、439件、9月7日が258件、9月8日が227件、9月9日が237件、9月10日が178件になっております。これを合計しますと1,678件になります。

数字が違うじゃないかということになりますが、先ほど副町長が補足説明で申し上げました900件というのはクレジットで決済をされた方の数でございます。ですから、この900件につきましては必ずクレジット会社からお金が入ってくると。残りの分は何かと申し上げますと、例えば、使えないカードを使った方、その方につきましてはクレジット決済できませんので、キャンセルです。ほか、郵便振替、また口座振替等を使われる方がいらっしゃって、その差というふうになっております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

吉田議員、よろしゅうございますか。

**○2番（吉田 豊君）**

じゃ、1億円の見込みの算出基礎をわかる範囲内で結構ですから教えてください。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

算出基礎というものは、はっきり言ってございません。20,000千円入ったこの勢いがいつまで続くかというのも見えませんし、私どもも4億円、5億円というふうなことを言いたいのですが、余りに大きな風呂敷を広げてしまいますと、その算出根拠も必要ですし、とりあえず5倍程度の1億円というふうなことで考えをいたしました。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○8番（吉富 隆君）**

本当にネット社会が到来ということであろうと思います。我が町にとってはうれしい悲鳴であろうかなと思います。そういった中で、非常にこの件数が伸び率が出ているようでございます。そういった中で、返礼の問題でございますが、大体上峰町として何種類ぐらいの用意をされておられるのか、まず1点お尋ねをさせていただきたい。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

お礼の品でございますが、トータルで現在60品目用意しております。内訳を申し上げますと、肉類で48種類、米系で1種類、それと、切通に会社がございますが、蜂蜜系で7種類、お酒で2種類、その他が2種類で合計60種類でございます。例えば、肉系にお酒をつけたりとか、肉系にお米をつけたりとか、そういうこともやっております。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

大変この品物の問題で御苦労されておられると思います。期間的なもの等々もございまして、ぜひともこういったことに粗相のないようなことで事務方はお願いしたいなと思っております。

そういった中で、まち・ひと・しごと創生室のスタッフの問題なんだけれども、3名ほど臨時を雇うということでございますが、本当に3名で足るのかどうなのか。これは私はビジネスであると思っております。何でビジネスかという、要するにネットを使っての通信販売みたいなものだとは僕は解釈しておりますが、そうしますと、日本全国にネットめぐりがあるので、どこから来るかわからない。そうしたときに、事務方については非常に混雑をしようかと予測します。そうしたときの対応というのは充実をさせていただきたいなと思っております。ぜひともそういった対策を早急にしていただければと思います。

そうしますと、予算等々の問題が移り変わりが出てくるであろうと思います。それはいたし方ないし、どんどんやっていただきたいなと思います。

ぜひともそういったことで粗相のないようなことでやっていただきたいというふうに思います。これはお願いでございました。

それから、町の考えといたしましては、町内の方が寄附したいと、納税したいといったときに、町としてどのような対策をお考えか、お尋ねをします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

町内の方が御寄附をされるということは非常にありがたいことでございます。しかしながら、寄附行為には当たりますが、このふるさと納税というメリットについてはないものかというふうに考えております。

**○8番（吉富 隆君）**

そうしますと、上峰町からの寄附をしたいということであればお断りをするということでは解釈していいんですか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

お断りはいたしません。御寄附ですので、それは御本人様の意思でございますので、寄附ですから、寄附は受け付けますが、このふるさと納税という名のメリット等についてはないのかなというふうに考えております。

**○8番（吉富 隆君）**

受け付けはするということでございますね。メリットがないということだそうでございますが、本当に議会の中でもいろいろ話をするんですが、ふるさと納税自体の中身がわかりません。なぜメリットがないのかどうかと。恐らく住民税のことだろうと思いますが、そういった中身について、きょう、あすということじゃなくて、ある程度落ちついた時点で議会にもふるさと納税とはこういうもんですよというお示しをしていただければ非常にありがたいなと思っております。

なぜそういうことを申し上げますかというのと、私たち議会人といたしましても、全国におつき合いの方がおられるだろうし、知り合いもおられるだろうし、町の取り組みとしてこうなんだよと、だから、10千円でもいいから、20千円でもいいからふるさと納税してもらえんだろうかというPRもできるので、中身を知らなくちゃできないので、ぜひともそういったことをしていただければという、これはお願いでございますので、よろしくお願いをしたいと。

**○町長（武廣勇平君）**

大変ありがとうございます。御指摘をちゃんと受けとめていきたいと思いますが、先ほど根拠なく1億円の補正をかけたというような表現に捉えられたかもしれませんが、具体的に申しますと、まだ初めての取り組みということもあり、また、12月までに件数は比較的一般論として上っていくと、確定申告の時期です、予測がつかないということをお願いしたわけございまして、1億円については大体今の件数を割り引いたところで、詳細な数字を持ちませんでしたから、先ほどのようなお答えになりましたが、一日最低でも200件は今いっている状況ございまして、その算定根拠につきましては副町長のほうから答弁申し上げますが、1億円について大体の、これからの4カ月間でどれぐらい年度末までに件数が上がるかということはあらかじめ考えた上での補正でございますので、御了解いただきたいと思っております。

**○副町長（米本善則君）**

少し補足をさせていただきます。

まだ1週間ですので、予測が非常に難しい状況ではございますが、この1週間を日割りしますと、大体四、五百万円ずつの申し込みが参っております。スタートダッシュの部分もありますので、少し読みづらいところがあるんですが、大体一月20,000千円程度入ってくるものというふうに計算いたしますと、今、9月ですので、この制度自体が年度末が大体駆け込

み需要が多いというふう聞いておりますのも含めまして、大体5カ月分で1億円程度というところで想定をしているところです。

この金額につきましても、不足が生じるような場合に陥ることになりましたら、また改めて追加の補正を御審議いただきたいということでこちらのほうは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（井上正宣君）

今ずっと聞いておりましたけれども、返礼に対しての上峰町の特産品ですね、そういったものが今後どんどん開発されていって、それが全国的にも広がる可能性もありますし、地方財政に対しても波及効果がかなり出てくると思うので、力を入れてひとつ頑張っていただきたいなと思っております。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第57号の質疑を終結いたします。

### 日程第3 意見書案第2号

○議長（大川隆城君）

日程第3. 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○5番（寺崎太彦君）

それでは、

---

意見書案第2号

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 寺崎太彦

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年9月11日 提出

---

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域

交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。しかし一方、地方公務員をはじめ人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割であるが、財政健全化目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政ではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが重要である。このため、政府に以下の事項の実現を要望する。

#### 記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応すること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など経常的に必要な経費に振替えること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月11日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
内閣官房長官 菅 義偉 様  
総務大臣 高市 早苗 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
経済産業大臣 宮沢 洋一 様  
内閣府特命担当大臣 甘利 明 様  
(経済財政政策担当)

---

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第2号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第2号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

日程第4 意見書案第3号

○議長（大川隆城君）

日程第4. 意見書案第3号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（原田 希君）

皆さんおはようございます。私のほうから意見書第3号を提案させていただきます。

---

意見書案第3号

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 原田 希

少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況のなか、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきである。

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられている。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲、主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2016年度政府予算編成において下記事項が実現するよう強く要望する。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月11日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 山崎 正昭 様  
総務大臣 高市 早苗 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
文部科学大臣 下村 博文 様

---

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第3号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第3号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第3号は可決されました。

#### 日程第5 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第5. 討論・採決。

議案第42号 上峰町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 上峰町国際交流推進委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 平成27年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 上峰町防災行政無線施設（同報系）整備事業の請負契約の締結についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 上峰町議会会議規則の一部を改正する規則の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（大川隆城君）

日程第6. 委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。会議の途中ではございますが、ここで暫時休憩をしたいと思います  
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議長の辞職願を副議長に提出いたしました。私の一身上のことでもございますので、  
副議長と議長を交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（碓 勝征君）

それでは、大川議長にかわりまして議長の職務を私、碓勝征が交代いたします。どうぞよ  
ろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが、執行部の皆さんの退場をお願いいたします。

〔執行部退場〕

○副議長（碓 勝征君）

ただいま議長の大川隆城君から議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職願を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とする  
ことに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（碓 勝征君）

起立多数でございます。したがって、議長の辞職願を日程に追加し、追加日程第1として  
直ちに議題とすることとされました。

追加日程第1 議長の辞職願

○副議長（碓 勝征君）

追加日程第1. 議長の辞職願。

議長の辞職願を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大川隆城君の退場を求めます。

〔大川議員退場〕

○副議長（碓 勝征君）

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（二宮哲次君）

〔朗読省略〕

○副議長（碓 勝征君）

大川隆城君の議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議長辞職の件は許可することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。大川隆城君の入場をお願いいたします。

〔大川議員入場〕

○副議長（碓 勝征君）

大川議長が議長職を辞職されましたので、議長が決まるまで副議長である私、碓が議長の職務を務めさせていただきます。

議長が欠けましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をして、皆さんと協議をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。暫時休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時45分 再開

○副議長（碓 勝征君）

それでは、再開をいたします。

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（碓 勝征君）

追加日程第2. 議長の選挙について。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法はいかがいたしましょうか。

○8番（吉富 隆君）

副議長一任でお願いをいたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（碓 勝征君）

ただいま指名者を副議長にという動議が出ました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長が指名することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に碓勝征を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名しました碓勝征を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました碓勝征が議長に当選いたしました。

○議長（碓 勝征君）

ただいま指名推選により議長の職に当選しました碓勝征でございます。

このたび、私、碓勝征を議長へ指名推選いただきまして、まことにありがとうございます。一言御挨拶申し上げます。

私たち議員は、町民の代表として町民のために言動一致で議会活動をする立場にあります。私は誠心誠意、誠実、実行を持って議会運営に当たり、公開の原則に基づいて開かれた議会を目指し、各議員の皆様とともに大いに議論をし、町政発展のために奉職いたしますので、御協力くださるようお願い申し上げます。粗辞でございますが、就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

次に進みます。

議長選挙に伴い、副議長が欠けましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（碓 勝征君）

それでは、再開をいたします。

副議長選挙に入る前に、副議長の候補者が2名でありますので、所信表明を行っていきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。

それでは、所信表明を行います。

まず、寺崎太彦議員のほうから登壇してお願いをいたします。

○5番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。このたび、副議長選挙に立候補いたしました寺崎太彦です。今、とても緊張し、うまく言葉にする自信はありませんが、とにかく一生懸命頑張ります。

私は御存じのように雄弁ではありません。思いを伝えることが苦手で、いつも誤解を受けています。非才な自分を恥ずかしく思っています。だったらなぜ立候補するんだと思われるかもしれません。いろいろ考えてのことです。いま少しだけ自分の思いを聞いてください。

私は生まれ育った町、大好きな町、この上峰町のために汗をかきたいと思い、町議会議員になりました。いつの間にか、幾つかのアクションもできました。ボランティアで道路補修をしたり、青少年育成でサマーキャンプに携わったり、消防団活動で整備を充実したり、提案したり、また商工会活動で地域振興にも携わりました。私はさまざまな活動を通じて町民の方々がこの上峰町に大きな期待をしてくださっていることを肌身に感じました。

ことしで私も50歳になりました。振り返ると、得ること、拡大することばかり考えて生きてきました。五十にして天命を知るではありませんが、子育てのめどが立ち、平均寿命の半分を過ぎたころから来るべき死に向かい、手放すこと、また選択していくことを思うようになりました。大きなギアチェンジです。そのための助走として50歳で区切りをつけ、もがきつつも自分を変える再出発をしたいとずっと考えてきました。諸先輩たちが作り上げていただいたこの上峰町をしっかりと継承し、そこへ創造力を加え、より対立せず発展させていく。さらには次の世代へしっかりとつないでいく。人生の後半をどう過ごすか、自分なりに考えた結果なのです。

自分たちが正しいと思うことを主張するために攻撃的な言葉を浴びせ合う、こんなやり方にはしっかりと物を申していきたいと思います。分断されることなく、みんなが笑顔で苦しさを共有する、そんなまちづくりができるよう、どうか皆様の御支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

ありがとうございました。

次に、4番原田議員お願いいたします。

○4番（原田 希君）

皆さんこんにちは。4番原田希でございます。所信の表明をさせていただきます。

午前中に碓議長より御挨拶がありました誠実に開かれた議会を目指し、大いに議論を尽くしていく。本当にそのとおりでなというふうに思いながらも、このことの実現に向かい、しっかりサポートしていくのが副議長の務めではないかと、今、感じているところでございますが、何分、もう皆様十分御承知だと思っておりますが、私自身、まだまだ経験がなく未熟でございます。全力を尽くしてまいる所存ではございますが、皆様方の御協力もいただきながらしっかりと努めてまいりたい、そう考えております。

もう皆様も肌で感じられていると思いますが、この時代の流れ、世の中の流れというのはどんどん物すごいスピードで変わっていっています。そんな中で、この上峰町でも行政での取り組み、新たな教育での取り組み、さまざまな先進的な取り組み、これからどんどんそういった取り組みがふえていくのではなかろうかというふうに予想をされるところでありますが、そういった議会としても、そういった先進的な物の見方、考え方というのをしっかりと養っていかなければならないというふうに思いますし、これまで以上にしっかりと議会としての役割、これを果たすことが今後の上峰町の町政、町の発展につながるのではなかろうかと私自身考えているところでございます。

どうか本当に、この議会の中でも2期目とはいいながら最年少でございます。ですが、本当に私のような経験の浅い者がこの場に立っているというのもおこがましいのではなかろうかと思いつつも、議会の皆様としっかりとこの議会が一つになり、今後、町政の発展に向けてしっかりと議論を果たしていく、この思いだけはしっかりと皆様と共有していきたいと、そういうふうに考えておりますので、どうかどうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

ありがとうございました。

次に進みます。

### 追加日程第3 副議長の選挙について

○議長（碓 勝征君）

追加日程第3. 副議長の選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

それでは、控室で皆さん方と協議しましたとおり、副議長選挙は投票によって行いたいと思います。

ただいまより議場を閉鎖いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議場閉鎖〕

○議長（碓 勝征君）

ただいまの出席議員は10名でございます。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番田中静雄議員、6番漆原悦子議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議ないようですので、立会人に3番田中静雄議員、6番漆原悦子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（碓 勝征君）

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

それでは、お尋ねいたします。投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（碓 勝征君）

異状なしと認めます。

これから投票に移ります。

投票用紙に氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（碓 勝征君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

投票漏れなしと認めます。

投票が終了いたしましたので、開票を行います。

3 番議員、6 番議員、立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（碓 勝征君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 なし

有効投票中

寺崎太彦君 5票

原田 希君 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であり、寺崎太彦君、原田希君の得票数はいずれもこれを超えております。両君の得票数は同数でございます。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっていきます。

原田希君、寺崎太彦君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものがございます。

くじは、この抽せん棒で行います。抽せん棒には1番、2番と記載されています。1番と表示された抽せん棒を引かれた方が当選人となります。

3番議員、6番議員、くじの立ち会いをお願いいたします。

それでは、原田議員のほうから引いてください。順番ですね。

〔抽せん〕

○議長（碓 勝征君）

くじを引く順番が決定しましたので、報告します。

まず初めに寺崎太彦君、次に原田希君、以上のとおりでございます。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。寺崎議員、どうぞお願いします。

〔抽せん〕

○議長（碓 勝征君）

くじの結果を報告します。

くじの結果、原田希君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（碓 勝征君）

それでは、ただいま副議長に当選されました原田希君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

原田希議員、登壇して挨拶をお願いいたします。

**○副議長（原田 希君）**

改めまして、4番原田希でございます。副議長ということで決定がされました。今後、先ほど所信表明でも申し上げました碓議長と言われる誠実にしっかりと開かれた、透明化された議会を目指す。大いに全議員で議論を尽くして、議会の方向性を見出していく。このことをしっかりと支えていくこと、これが今後、私の務めになろうかというふうに考えておりますが、そんな中でも全議員の皆様のサポートなり、また先輩方たくさんいらっしゃいます。そういった経験談、そういったところもこれまでと同様に御指導いただきながら、私自身、全力で頑張ってまいりたいというふうに考えております。

本当にこれまで以上にしっかりと一致結束した議会、そういった思いを共有しながら議会の務めを果たしていくために全力でこの職を努めさせていただきたいと考えておりますので、どうか今後ともよろしくをお願いいたします。

終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。

では、暫時休憩をいたします。

午後2時31分 休憩

午後3時15分 再開

**○議長（碓 勝征君）**

それでは、再開をいたします。

**追加日程第4 議席の一部変更**

**○議長（碓 勝征君）**

追加日程第4. 議席の一部変更について。

議席の一部変更を行います。

議長及び副議長の選挙に伴いまして、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更いたします。

碓勝征の議席を10番に、原田希君の議席を9番に、大川隆城君の議席を8番に、吉富隆君の議席を7番に、井上正宣君の議席を6番に、漆原悦子君の議席を5番に、寺崎太彦君の議席を4番に、それぞれ変更いたします。

では、議席の移動をお願いします。

〔議席移動〕

**○議長（碓 勝征君）**

お諮りいたします。議長、副議長の選挙に伴い、常任委員会委員の所属変更の件を日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の所属変更の件を日程に追加し、追加日程第5として議題にすることに決定いたしました。

**追加日程第5 常任委員会委員の所属変更について**

**○議長（碓 勝征君）**

追加日程第5. 常任委員会委員の所属変更について。

常任委員会の委員の所属変更を行います。

常任委員会の委員の所属変更につきましては、委員会条例第5条第5項の規定によりまして、総務厚生常任委員の原田希君から振興常任委員に、振興常任委員の碓勝征から総務厚生常任委員にそれぞれ常任委員の所属変更をしたいとの申し出があります。この申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。よって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定しました。

なお、互選の結果、総務厚生常任委員長に漆原悦子君が選任されましたので、御報告いたします。

先ほど副議長へ議会運営委員会委員の辞任願を提出しました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の辞任願の件を日程に追加し、追加日程第6として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の辞任願の件を日程に追加し、追加日程第6として議題にすることに決定しました。

私の一身上のことでございますので、ここで副議長と議長を交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

**○副議長（原田 希君）**

それでは、碓議長にかわりまして議長の職務を私、原田希が交代いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

## 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任願について

### ○副議長（原田 希君）

追加日程第6. 議会運営委員会委員の辞任願について。

議会運営委員会委員の辞任願の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、碓勝征君の退場を求めます。

〔碓議員退場〕

### ○副議長（原田 希君）

それでは、事務局長に辞任願を朗読させます。

### ○議会事務局長（二宮哲次君）

〔朗読省略〕

### ○副議長（原田 希君）

事務局長の朗読が終わりました。

お諮りいたします。碓勝征君の議会運営委員会委員の辞任願を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○副議長（原田 希君）

異議なしと認めます。よって、碓勝征君の議会運営委員会委員の辞任願の件については許可することに決定しました。

しばらくお待ちください。碓勝征君を入場させます。

〔碓議員入場〕

### ○副議長（原田 希君）

これをもちまして私の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

以上をもちまして降壇させていただきます。

〔副議長、議長と交代〕

### ○議長（碓 勝征君）

お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員の辞任により議会運営委員会委員が欠けましたので、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第7として議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

## 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

### ○議長（碓 勝征君）

追加日程第7. 議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により漆原悦子君を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました漆原悦子君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、互選の結果、議会運営委員会副委員長に漆原悦子君が選任されました。

次に進みます。

追加日程第8 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（碓 勝征君）

追加日程第8. 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法はいかがいたしましょうか。

〔「議長一任」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ただいま指名者を議長にという動議が出ました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に碓勝征を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました碓勝征を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました碓勝征が佐賀県後期高齢者医療

広域連合議会議員に当選しました。

次に進みます。

### 追加日程第9 三養基西部葬祭組合議会議員の選挙について

#### ○議長（碓 勝征君）

追加日程第9. 三養基西部葬祭組合議会議員の選挙について。

三養基西部葬祭組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法はいかがいたしましょうか。

〔「議長一任」「賛成」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（碓 勝征君）

ただいま指名者を議長にという動議が出ました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

三養基西部葬祭組合議会議員に原田希君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました原田希君を三養基西部葬祭組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました原田希君が三養基西部葬祭組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました原田希君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

しばらくお待ちください。執行部を入場させます。

〔執行部入場〕

#### ○議長（碓 勝征君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして会議を閉じます。

平成27年第3回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後3時30分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 大川隆城

上峰町議会議長 碓 勝 征

上峰町議会副議長 原 田 希

上峰町議会議員 向 井 正